

令和 7 年度堺市精神保健福祉審議会 議事録（要点記録）

1. 日 時 令和 7 年 8 月 4 日（月）午後 2 時 00 分～午後 3 時 40 分

2. 場 所 堺市役所本館 6 階 会議室 A・B

3. 委 員

出席：上村委員、亀廣委員、北村委員、関口委員、高橋委員、武南委員、辻井委員、永吉委員、
八田委員、林委員、本田委員、松尾委員

欠席：遠藤委員、高野委員、殿内委員、三田委員、森田委員

4. 傍聴人数 2 名

5. 開 会

委員の過半数の出席により、堺市精神保健福祉審議会条例（以下、「審議会条例」という。）第 6 条第 2 項の規定により、会議が成立していることを確認。また、堺市精神保健福祉審議会の運営に関する規程第 3 条の規定により、会議を公開とすることを確認。

6. 案 件

(1) 堺市精神保健福祉関係業務実績、新規拡充業務について

①精神保健課・こころの健康センター所管業務について

各課より令和 6 年度業務実績について説明。

＜説明資料＞

資料 1 「令和 6 年度 堺市精神保健福祉関係 業務実績について」

○委員からの意見・質疑

【永吉委員】

入院者訪問支援事業について、どのように周知を行い、事業を進めているのか。

【事務局（精神保健課）】

大阪府内の精神科病床を有する医療機関や、市町村長同意担当課から、市町村長同意による医療保護入院者へリーフレットの配付を行ったり、大阪府内の保健所の協力を得て、対象者及び地域関係者へ事業について紹介したりしている。また、大阪府ホームページにリーフレットを掲載している。受付と訪問支援員の派遣については委託で行っており、令和 6 年度は、受付が 18 件、そのうち市町村長同意は 15 件、1 人 1 回の利用のため重複となっている方を除き、実数として 9 件となっている。そのうち 7 件の訪問を実施しており、残り 2 件については、3 月に受付しており、翌年度に訪問を実施している。

【武南委員】

ゲームへの課金、VTuber への投げ銭等、オンラインによる依存症が増えてきている。そういった

ものに対する相談や啓発はどのように行っているのか。

【事務局（こころの健康センター）】

例えばギャンブルに関しても、7～8 割がオンラインで投票するようになっているのが実情。オンラインによる依存症については、さらに情報収集を行い、対応を検討したいと考えている。

【辻井委員】

依存症についての相談は、依存症全体の相談として受けるのではなく、ギャンブル等の依存症専門相談、アルコール関連問題の専門相談というように分けて相談を受けているということか。また、保健センターの相談事業において、ゲーム依存等についても相談を受けているのか。

【事務局（こころの健康センター）】

依存症全般として研修等も行っており、広く相談を受けれるようにしていきたいと考えている。保健センターでは精神保健福祉全般の相談に対応している。

【関口委員】

精神科病院における業務従事者による障害者虐待対応事業について、通報からどのように認定されるのかプロセスを教えてください。また、外部の専門家とはどのような方か。

【事務局（精神保健課）】

通報もしくは届出の受付をした後、初期対応を検討するため担当課会議を招集し、精神科病院への報告徴収等必要な調査を行い、最終的に虐待対応ケース会議を開催する。その中で、必要に応じて外部の専門家も参加いただき、虐待の認定をするかどうか判断を行っている。

昨年度は弁護士に参加いただいた。

【関口委員】

精神医療審査会の合議体が増えたのは請求数が増えたからという理解でよろしいか。

また、今後の本審議会での資料作成に関する意見として、数年間の推移を示すなど、昨年度との違いを示してほしいと考えており、次回以降の資料作成において、対応を検討いただきたい。

【事務局（こころの健康センター）】

法改正により、新たに医療保護入院の更新届や、措置入院時の審査が必要となったこと、退院等請求の迅速かつ適正な審査の実施をすすめることを目的として増設。委員の皆さんのご意見をいただきながら、少しずつ審査の方法を確立している。

数字の推移等については検討したい。

【辻井委員】

関口委員から要望があったとおり、次年度以降の資料作成にあたっては、少なくとも過去 2 年間のデータを合わせて計上していただきたい。

【林委員】

こころの電話相談事業について、どれぐらいの時間をかけてお話を聴いていただいているのか。

【事務局（こころの健康センター）】

電話相談は 1 回線・3 名体制で実施しており、基本的な電話相談対応の時間としては 20 分を目安としている。

【本田委員】

心神喪失者等医療観察法関係において、対象者の入院先を教えてください。

【事務局（精神保健課）】

個々の対象者が入院した具体的な病院名については申し上げにくいですが、医療観察法の指定入院医療機関及び通院医療機関に入院することとなる。府外の病院もある。

【本田委員】

退院・処遇改善請求審査について、代理人による請求件数を教えていただきたい。

【事務局（こころの健康センター）】

令和6年度は退院請求は4件、処遇改善請求は2件、計6件。

【松尾委員】

精神障害者保健福祉手帳交付及び診断書料扶助について、ハローワークでは、手帳等を既にお持ちの方で就労を希望する方に対し、就労の可否等を書式にて確認するため医師の意見書の提出を求めているが、そのような意見書についても費用負担してもらうことは可能か。また、診断書料扶助について、費用負担の方法を教えていただきたい。

【事務局（精神保健課）】

そういった意見書については費用負担を行っておらず、あくまで精神障害者保健福祉手帳申請のための診断書のみが対象となっている。費用負担の方法については、本人が先に支払った診断書料について本人に償還払いを行う方法と、登録医療機関から直接請求いただき医療機関に支払う方法がある。

②障害施策推進課・障害支援課・障害福祉サービス課所管業務について

各課より令和6年度業務実績について説明。

＜説明資料＞

資料1 「令和6年度 堺市精神保健福祉関係 業務実績について」

参考資料4 「令和6年度精神科在院患者調査報告書[堺市 速報値]」

○委員からの意見・質疑

【辻井委員】

精神障害者相談員について、どこに配置され、どのような対応をしているのか。また、市民への周知はどのように行っているのか。

【事務局（障害施策推進課）】

社会福祉法人なごみ福祉会 YOU・I ハウス、精神障害者家族会堺のぞみの会などの機関に所属されている。周知については、堺市ホームページに精神障害者の方の相談先として連絡先を掲載し、各区保健センター・地域福祉課に配布している障害福祉のしおりにも掲載し、相談を希望される方に案内している。

【辻井委員】

重度障害者入院時コミュニケーション支援事業について、支給時間の上限が月50時間までとなっているが、精神科病院への入院の場合はこの制限が適用されないという理解でいいのか。

【事務局（障害福祉サービス課）】

精神科病院への入院の場合は、上限が適用されないのではなく、そもそもこの重度障害者入院時

コミュニケーション支援事業の対象外とさせていただいている。精神科病院には専門的な医療スタッフがいるため、仲介役は必要ないものと考えている。

【林委員】

住まい探し相談会について、詳細を知りたいがどこに聞けばよいか。

【事務局（障害施策推進課）】

相談会は、本市住宅施策推進課が窓口となっており年 2 回開催。市内の不動産業者に来ていただき、申込者から直接相談していただく形となっている。チラシも作成し、各区基幹相談支援センターを含め可能な限り周知を行っている。

③新規拡充業務について

こころの健康センターより説明。

《説明資料》

資料 2 「令和 7 年度 堺市精神保健福祉関係 新規・拡充業務について」

○委員からの意見・質疑

【意見なし】

(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場の進捗状況について

障害施策推進課より説明。

《説明資料》

資料 3 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場の進捗状況について」

○委員からの意見・質疑

【辻井委員】

美原区でモデル事業として実施となっているが、今後は本格実施を予定しているのか。

【事務局（障害施策推進課）】

令和 5 年度から 6 年度にかけてワーキングチームを設置し取組を進めていたが、各区への展開については、各地域の土壌づくりや、地域移行コーディネーターの人材育成等、段階を踏んで進めていく必要がある。

7. その他報告事項等

【北村委員】

ピアサポート専門員の養成は、大阪府または堺市のどちらが実施しているのか。

【事務局（障害施策推進課）】

大阪府と堺市が共同して実施している。

<閉 会>